

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成22年2月5日不受理・確定

(第一審・佐賀地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年5月1日判決、本資料258号-98・順号10956)

(控訴審・福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年2月4日判決、本資料259号-24・順号11137)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
申立人	丙
上記3名訴訟代理人弁護士	中村 佐和子ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	西川 英之

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年2月5日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 古田 佑紀

裁判官 須藤 正彦

裁判官 千葉 勝美